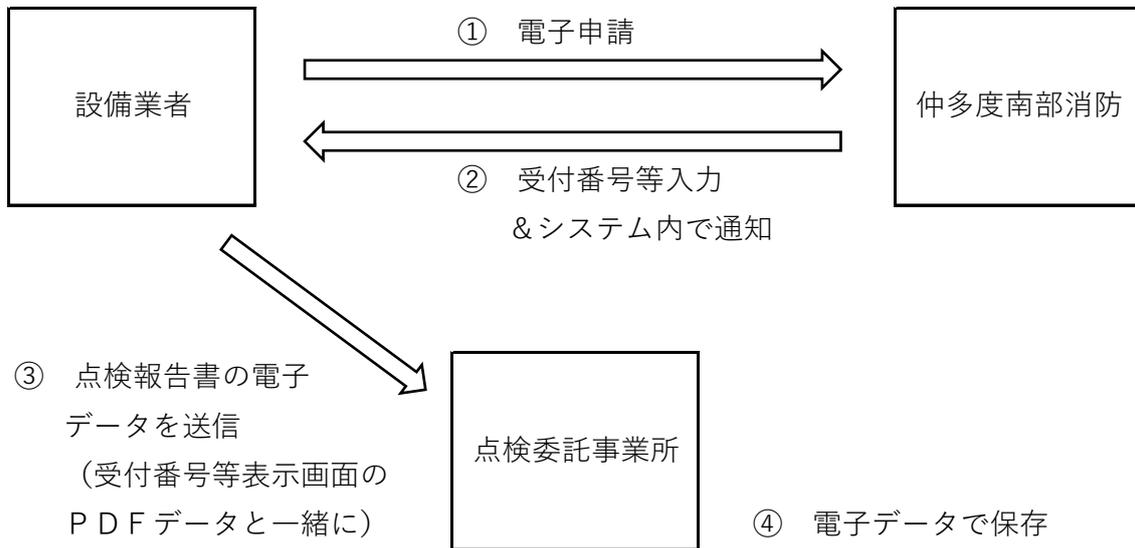


【設備業者向け】点検報告書等の電子申請のイメージ

- ※ 設備業者が委託事業所に代わって電子申請により消防用設備等点検結果報告書等を提出する場合、次のようなイメージで行うことができます。
- ※ 仲多度南部消防本部の取り扱いです。（琴平町及びまんのう町内の防火対象物のみ）
- ※ 従来通りの書面申請（郵送含む）も可能です。

1. 点検報告書を印刷しない場合



2. 電子申請を利用した上で点検報告書を印刷する場合

